海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づく くろまぐろ大型魚の採捕の数量の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づき、知事管理漁業における、30キログラム以上のくろまぐろの第6管理期間前期(令和2年4月1日~令和2年7月31日)中の採捕の数量を公表します。

令和 2 年 5 月 2 7 日 沖 縄 県 知 事

1. 期間別割当量に対する採捕の数量の割合

70パーセント (A/B)

※ 知事管理漁業による採捕の数量:133.8トン(A) 期間別割当量:192.1トン(B)

2. 知事管理漁業の漁業者が通常の採捕を行うとした場合に、採捕の数量が当該割当量を超えると見込まれる時期

令和2年6月1日頃

【考え方】

- ・直近の採捕の状況から見込まれる1日あたりの採捕数量約10トン/日・・・①
- ・割当量の残り 192.1トン(B)-133.8トン(A)=58.3トン・・・②
- 超過に係る日数②÷① = 5.8日
- ・従って、数量集計日(5月27日)のおよそ5日後に超過の見込み